

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会  
訪問介護自費サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平川市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が実施する介護保険外の訪問介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 平賀事業所  
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 平賀事業所 碓ヶ関
- (2) 所在地 青森県平川市柏木町藤山16番地1（平川市役所第2庁舎内）  
青森県平川市碓ヶ関三笠山120番地1  
(平川市碓ヶ関地域福祉センター内)

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、平川市の区域とする。ただし、弘前市、黒石市、大鰐町の極近隣地の範囲は相談のうえ対応することができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時から午後4時45分内までとする。

(サービスの内容及び利用料について)

第6条 サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 通院時の院内の見守り

(2) 入退院などのお手伝い

(3) 理容院、美容院への介助

(4) その他

2 サービスについて、30分毎に700円で加算し提供する。

3 この支払いを受けた場合は、領収書及びサービス提供証明書を交付する。

4 前条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は徴収しない。

5 有償運送に係る代金は、別途、移送実費負担表により徴収するものとする。

6 公共の交通機関を利用した場合の交通費は、利用者の自己負担となる。

(苦情処理)

第7条 訪問介護員は、サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 事業者は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに務めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(連 携)

第9条 事業者は、事業の実施に際し、介護支援専門員及び保険・医療・福祉サービスの提供者と連携し、必要な情報を提供することとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録を

するものとする。

- 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 1 回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等について)

第 13 条 事業所は、事業の提供に当たっては、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しな

ければならないものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント等について)

第15条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に付するものとする。

4 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する事項は、事業所と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成26年12月19日から施行し、  
平成26年10月 1日から適用する。
- 附 則 平成28年10月 1日 一部改正 (第3条)
- 附 則 令和 3年 7月 1日 一部改正 (第8条・第10条、  
第11条)
- 附 則 令和 4年 4月 1日 一部改正 (第5条)
- 附 則 令和 6年 4月 1日 一部改正 (第3条・第11条・12条  
(第13条・第14条・第15条)
- 附 則 令和 6年10月 1日 一部改正 (第15条・第16条)